平成２１年（フ）第８７号
静岡市清水区殿沢１丁目16番15号　県営住宅南団地101
破産者　高橋　　洋
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１７号
名古屋市港区浜２丁目１番５号　大昂ビル404号、開始決定時の住所名古屋市港区名港１丁目１番19号　三旺ポートタウン港808号
破産者　荒引　親志
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６８号
名古屋市緑区姥子山５丁目511番地
破産者　池田　博栄
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３５７９号
大阪府豊中市春日町３丁目10番16―501号
破産者　永田　竜也
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１２１５号
和歌山県橋本市紀見ヶ丘１丁目６－２、住民票上の住所大阪府河内長野市小山田町2493番地、開始決定時の住所堺市南区若松台１丁４―25―104
破産者　松浦商会こと　松浦　博一
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１８４８号
堺市中区辻之1273番地５
破産者　楠本　一男
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第９６７号
兵庫県西宮市荒木町10番30号、前住所兵庫県宝塚市旭町３丁目10番１―302号
破産者　正木　政吉
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１００号
大阪府大阪市港区弁天５丁目15番６―204号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市長洲中通１丁目９番25号
破産者　藤川　洋行
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３３８号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目141番地の３　プレステージ東園田704号
破産者　伊藤　耕二
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第８６４号
愛媛県今治市唐子台西１丁目11番地14
破産者　松浦　久司
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第８６６号
愛媛県松山市松ノ木２丁目4232番地359
破産者　松浦　文雄
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第４８７号
佐賀市大和町大字尼寺484番地１、申立時の住所佐賀市高木瀬町大字長瀬1743番地12
破産者　嶺川　正輔
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第８８６号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1592番地５
破産者　佐藤　　正
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第２６５号
北海道美唄市西二条南４丁目５番１－２号
破産者　保田千恵子
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２０年（フ）第６４５号
神奈川県座間市入谷４丁目15番地の２　コンドミニアム座間１―307
破産者　伊藤　喜郎
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第６４６号
神奈川県座間市入谷４丁目15番地の２　コンドミニアム座間１―307
破産者　伊藤　和子
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３９号
神奈川県相模原市矢部２丁目13番13号　ステージＫ102
破産者　佐野　　裕
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部